

小売全面自由化後の事故報告の在り方について

平成27年9月24日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

1. 現行制度の概要

現行法では、ガス事業者に対して第46条第1項の規定により、経済産業大臣その事業に関する報告を徴収することができるとしている。そして、ガス事業法施行令第11条において具体的な報告徴収の事項を定めており、①ガスの供給業務の運営に関する事項、②ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項、③会計の整理に関する事項、④消費機器の調査に関する業務の運営に関する事項としている。

ガス事業者はガス工作物や消費機器の調査・周知、緊急時対応に関し保安上の責任を負っている主体であることから、施行規則第111条、第112条の規定により、②及び④の事項として、ガス工作物や消費機器に係る事故について報告義務を課している。

具体的には、施行規則第111条の規定により、ガス事業者は定められた様式に従い、毎年のガス事故を、事故発生年の翌年2月末日までに経済産業大臣や産業保安監督部長に報告することとしている。

また、施行規則第112条等の規定により、ガス事業者は事故の内容に応じて、定められた様式に従い、速報又は詳報を作成し、速報は24時間以内に、詳報は30日以内に経済産業大臣や産業保安監督部長に報告することとしている。

施行規則第112条によって報告対象となるガス事故の内容は、以下のとおりである。

<現行の施行規則第112条によるガス事故>

【経済産業大臣及び産業保安監督部長への報告】

- ①ガス工作物（ガス栓を除く。以下同じ。）の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作により人が死亡した事故（速報・詳報）
- ②工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故（速報・詳報）
- ③ガスの供給に支障を及ぼした事故（供給支障事故）であって、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限した需要家数が500以上のもの（速報・詳報）
- ④ガスの製造に支障を及ぼした事故（製造支障事故）であって、ガス発生設備の運転を停止した時間が24時間以上のもの（速報・詳報）

【産業保安監督部長への報告】

- ⑤ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（速報・詳報）
- ⑥工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することに

より人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（速報・詳報）

⑦供給支障事故であって、供給支障戸数が30以上500未満のもの（保安閉栓を除く。）（速報・詳報）

⑧製造支障事故であって、製造支障時間が10時間以上24時間未満のもの（速報・詳報）

⑨最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（速報・詳報）

⑩最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故（詳報）

⑪ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故（速報・詳報）

【経済産業大臣及び産業保安監督部長への報告】

⑫台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊事故、製造支障事故、又は供給支障事故であって、経済産業大臣が指定するもの（速報・詳報）

【産業保安監督部長への報告】

⑬ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（詳報）

⑭消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（速報・詳報）

⑮消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（速報・詳報）

2. 見直しの必要性

今般の法改正により、内管を含めた導管網などガス工作物に係る保安、緊急時対応はガス導管事業者が、消費機器の調査・周知はガス小売事業者が原則行うこととなる（※1）。

（※1）ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、当該導管網の保安や緊急時対応はガス小売事業者自身が行うこととなる。本資料の議論では、ガス小売事業者は、ガス導管事業者からの託送供給を受けてガスを供給する場合を想定している。

そのため、これまではガス事業者が、製造、供給及び消費の各段階に関して各事業者の責任範囲に応じた事故報告を行ってきたところ、今後は保安業務を行う主体が別れることから、事故報告の主体に関して検討する必要がある。

3. 論点

（1）供給・製造段階における事故報告について（1. ①～⑬の事故）

今般の法改正後において、ガス導管事業者など、ガス工作物を維持し、及び運用するガス事業者が、当該ガス工作物をその事業の用に供し、技術基準適合維持義務等の保安責任を担うこととなる。

そのため、1. ①～⑬に掲げるようなガス工作物に係る事故については、ガス導管事業者など、当該ガス工作物に関し保安責任を担うガス事業者が、経済産業大臣又は産業保安監督部長に対して事故報告を行うことが適当ではないか。

(2) 消費段階における事故報告について（1. ⑭、⑮の事故）

1. ⑭、⑮に掲げるような消費段階の事故のうち、消費機器に係る事故に関しては、ガス小売事業者が消費機器の調査・周知を行う事業者として、再発防止対策を含め、産業保安監督部長に対し事故報告を行うことが適当ではないか。

他方、1. ⑭、⑮のうち、ガス栓^(※2)に係る事故については、ガス栓の使用に伴う死亡・中毒事故や、ガス栓からの漏えいガスの引火による負傷・物損事故であるが、ともに「ガス栓の操作」という需要家のガス使用によるものと、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」といった物理的事象によるものを含んでいる。

(※2) なお、ガス事業法上の「ガス栓」は、消費機器と直接に接続する「末端ガス栓」を意味しており、ガスメーター入口に設置される「メーターガス栓」は、「ガスメーターコック」として、供給段階の事故として取り扱っている。

まず、「ガス栓の操作」に起因する事故は、ガス栓はガス工作物であるものの、誤開放など、ガス工作物そのものに起因するというよりも、需要家の操作ミスに起因するものである。

ガス小売事業者は、ガス工作物に関する技術基準適合維持義務等は負わないが、危険発生防止周知として、需要家に対して「ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項」の周知を行う者であることを踏まえれば、ガス小売事業者が当該項目についても、事故報告を行うことが適当ではないか。

他方、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」に起因する事故に関しては、ガス栓はガス工作物であり、今般の法改正後は、基本的にガス導管事業者が技術基準適合維持義務等の保安責任を担い、ガス漏えい等を防止する責任があることから、ガス導管事業者が事故報告を行うべきではないか^(※3)。

(※3) ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、内管・ガス栓を含めた当該導管網の保安は、ガス小売事業者自身が行うこととなる。

この場合には、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」に起因する事故に関しても、ガス小売事業者が事故報告を行うこととなる。

なお、一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は当該一般ガス導管事業者が行うこととなる。そのため、当該場合においては、1. ⑭、⑮に掲げるような消費機器・ガス栓に係る事故に関して、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」に起因する事故を含め、一般ガス導管事業者が事故報告を行うこととなる。

<参考4-1>改正後における消費段階の事故報告主体（基本イメージ）

【ガス小売事業者】

- ①消費機器の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ②消費機器から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故
- ③ガス栓を操作することにより、人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ④ガス栓を操作することによりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故

【ガス導管事業者】

- ⑤ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により、人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ⑥ガス栓の欠陥、損壊又は破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故

（３）緊急時対応における事故報告に係る連携・協力

今般の法改正後は、ガス漏れ等に対し現場出動を行い安全を確保する緊急時対応は、ガス工作物・消費機器のどちらに起因するにかかわらず、ガス導管事業者が一体的に対応することとなる。

他方、仮に法改正後の事故報告に関して、（１）、（２）のとおり整理することとした場合には、緊急時対応の有無にかかわらず、ガス工作物や消費機器のどちらに起因する事故であるのかによって、報告主体となる事業者が決まることとなる。

そのため、1. ⑭消費機器の使用や、1. ⑮消費機器からのガス漏えい等に起因する事故に関しては、緊急時対応を行った場合においても報告主体はガス小売事業者となる^(※4)が、実際に緊急時対応を実施するのはガス導管事業者である。

（※4）この他の項目に関しては、（１）で述べたとおり、基本的にガス導管事業者が事故報告を行うこととなる。なお、事故の原因がガス工作物・消費機器のどちらに起因するかが30日を経過しても不明の場合には、ガス導管事業者が一括して事故報告を行うこととなる。

そこで、ガス小売事業者が当該事項に関して円滑に事故報告を行うことができるよう、ガス導管事業者の役割を明確化することが必要となるのではないかと。

①ガス導管事業者が把握している情報の提供

現行施行規則第112条等の規定において、事故報告は、（i）事故の発生日時及び場所、（ii）事故の概要、（iii）事故の被害、（iv）事故の原因、（v）応急措置、（vi）復旧対策、（vii）復旧予定日時、（viii）事故に係る消費機器情報（製造者又は輸入者の名称・機種・型式・製造年月）、（ix）供給ガスの圧力・種類、（x）公的機関の出動の有無、（xi）消費機器の調査・周知の内容、（xii）再発防止対策（詳報のみ）に関する事項について行うこととしている。

そのうち、ガス導管事業者が実際に事故現場に急行し緊急時対応を行った場合は、少なくとも（i）事故の発生日時及び場所、（ii）事故の概要、（iv）事故の原因（現場出動時に状況を把握できたもの）、（v）応急措置、（x）公的機関の出動の有無などの内容に関しては、一義的にその内容を把握することとなる。また、（iii）事故の被害のうち、物的な損壊状況については、現場出動時に状況を把握する場合もある。

そのため、ガス導管事業者が緊急時対応を行った場合で、ガス小売事業者による事故報告対象となる可能性がある場合については、緊急時対応を通じて知り得た当該事項に関して、しっかりとガス小売事業者に対して、事故発生後速やかに情報提供を行うことが必要ではないか。また、ガス小売事業者が詳報を作成する過程などにおいて、ガス導管事業者に対して、現場出動時にガス導管事業者がとった措置の詳細等について、追加的な情報提供を依頼する

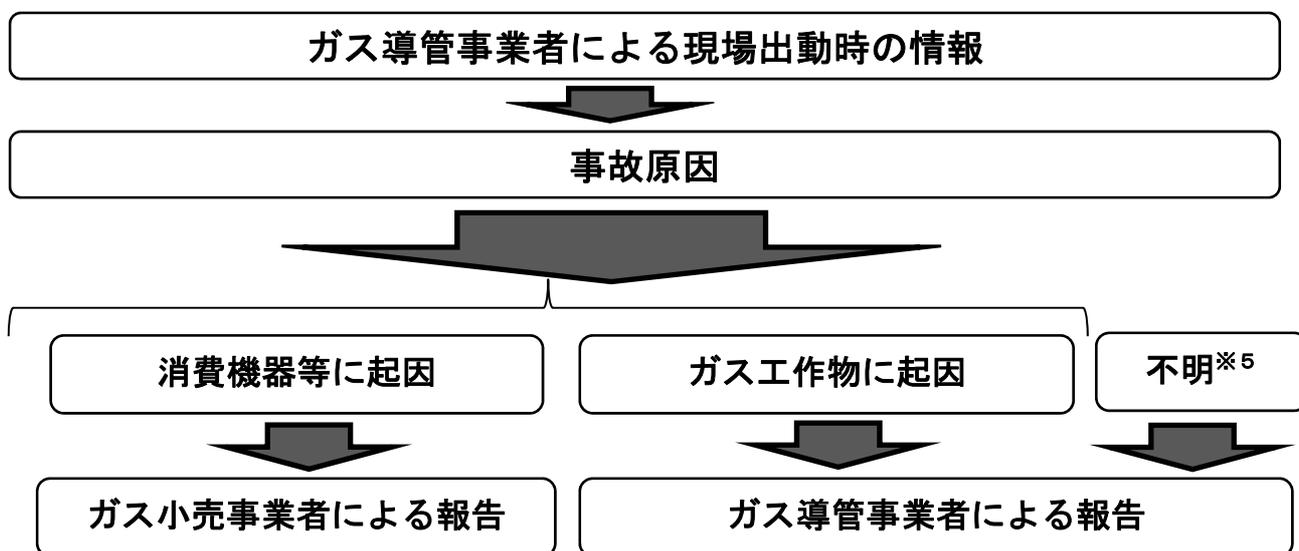
際には、ガス導管事業者がそれに対応することが必要ではないか。

②ガス導管事業者による情報提供の方法等

ガス導管事業者からガス小売事業者への情報提供の際には、ガス小売事業者が円滑に当該情報を活用できるよう、あらかじめ事故報告の速報様式に沿ったかたちで記載した上で、ガス小売事業者に提供することが必要ではないか。

また、ガス導管事業者が1. ⑭消費機器の使用や、⑮消費機器からのガス漏えい等に起因する事故に関して緊急時対応を行った場合には、ガス導管事業者は、必要に応じて、ガス小売事業者に提供した情報を経済産業省・産業保安監督部に提供することが望ましいのではないか。

<参考4-2>改正後における緊急時対応に係る事故報告の業務フロー（基本イメージ）



(※5) ガス工作物・消費機器のどちらに起因するかが不明の場合